

【日本学生支援機構奨学金】

2025年度からの多子世帯の学生に対する授業料・入学金の無償化について

2025年度から多子世帯の学生に対して、大学の授業料および入学金を、国が定める一定の額まで所得制限なく無償化する制度が始まりました。
(授業料減免額は年間70万円であり、全額が無償化されるものではありません)

在学生の皆様、また、本学へ進学予定の皆様も、扶養される子どもが3人以上である世帯は、ご自身の世帯が対象となるかどうかについて、以下の表にてご確認ください。

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！



開始時期	令和7年度～(入学生・在学生) <small>※令和6年度以前から在学している方も対象となります。</small>	申込手続	令和7年度入学後各学校で
支援対象	子ども3人以上の世帯	所得制限	所得制限なし
減額支援	授業料70万・入学金26万 <small>(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援) ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。</small>	学業要件	学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



チェック

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



多子世帯(*)に該当する方が受けることができる支援内容は以下の表のとおりとなります。

(*)2025年4月申込においては、2023年12月31日時点の住民税課税情報から扶養状況が判定される予定です。

	支援区分	給付奨学金		授業料等減免	
		自宅通学 (月額)	自宅外通学 (月額)	授業料減免 (年額)	入学金減免 (新入生のみ)
多子世帯	第Ⅰ区分 (多子世帯)	38,300円 (42,500円)	75,800円	700,000円	250,000円
	第Ⅱ区分 (多子世帯)	25,600円 (28,400円)	50,600円		
	第Ⅲ区分 (多子世帯)	12,800円 (14,200円)	25,300円		
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円		
	区分外 (多子世帯)	-	-		

※生活保護世帯で自宅から通学する学生・児童養護施設から通学する学生は()内の金額となります。

※申込に際して所得制限はありませんが、別途、資産要件があります。資産要件の上限額は、上の表の「授業料等減免」については3億円未満、「給付奨学金」については5,000万円未満です。

今回の制度拡充に関しては、別途、以下の要領で「在学採用」の申込手続きをしていただく必要があります。多子世帯であっても、自動的に支援対象となるわけではありません。

【2025 年度新入生】

* 予約採用で給付奨学金の「採用候補者」となっている方は、入学後に「進学届」を提出してください。

* 予約採用を申し込んでいない方、予約採用で給付奨学金の「採用候補者」となっていない方は、入学後に在学採用で JASSO 給付奨学金に申込をしてください。

【在学生】

* JASSO 給付奨学金・授業料等減免を受けている方(適格認定の結果等により支援が停止しているものも含む)は、多子世帯に該当するか JASSO が確認します (JASSO で確認が取れない場合、大学を通じて個別に連絡をする場合があります)。

* JASSO 給付奨学金・授業料等減免を受けていない方は、在学採用で JASSO 給付奨学金に申込をしてください。申込手続きに関する説明会については Google classroom でお知らせします。